

## つがる西北五広域連合病院事業職員の職名に関する規程

	平成 24 年 3 月 30 日	病院事業管理規程 第 15 号
改正	平成 24 年 10 月 1 日	病院事業管理規程 第 38 号
改正	平成 25 年 3 月 26 日	病院事業管理規程 第 3 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	病院事業管理規程 第 15 号
改正	平成 26 年 9 月 30 日	病院事業管理規程 第 31 号
改正	平成 27 年 3 月 30 日	病院事業管理規程 第 6 号
改正	平成 29 年 2 月 2 日	病院事業管理規程 第 5 号
改正	平成 30 年 3 月 26 日	病院事業管理規程 第 3 号
改正	令和 2 年 3 月 26 日	病院事業管理規程 第 2 号
改正	令和 3 年 3 月 29 日	病院事業管理規程 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院事業に従事する職員の職名について定めるものとする。

(職員の職名)

第2条 職員のうち、つがる西北五広域連合職員定数条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第4号）第3条に規定する職員定数に含まれるものの職名は、別表第1のとおりとする。

2 職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号及び同第2号に定める会計年度任用職員となるものの職名は、別表第2のとおりとする。

3 つがる西北五広域連合臨時的任用職員の任用に関する規則（令和2年つがる西北五広域連合規則第1号）の規定に基づき任用された者の職名は、別表第3のとおりとする。

(特別に定める職名)

第3条 前条に定めるもののほか、つがる西北五広域連合職員定数条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第4号）第3条に規定する病院事業の管理者が特別に必要なものと認めるときは、別の職名を用いることができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年病院事業管理規程第38号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成 25 年病院事業管理規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年病院事業管理規程第 15 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年病院事業管理規程第 31 号）

この規程は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（平成 27 年病院事業管理規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年病院事業管理規程第 5 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年病院事業管理規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年病院事業管理規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年病院事業管理規程第 4 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）（平成 24 病院事業管理規程 38・平成 25 年病院事業管理規程 3・平成 26 年病院事業管理規程 15・平成 26 病院事業管理規程 31・平成 27 病院事業管理規程 6・平成 29 年病院事業管理規程 5・平成 30 年病院事業管理規程 3・令和 2 年病院事業管理規程 2・令和 3 年病院事業管理規程 4・一部改正）

職 名
病院運営局長、看護局長、薬剤局長、リハビリテーション局長、診療画像情報局長、臨床検査局長、栄養管理局長、医療安全管理局長、感染管理局長、副看護局長、副薬剤局長、副リハビリテーション局長、副診療画像情報局長、副臨床検査局長、副栄養管理局長、副医療安全管理局長、副感染管理局長、院長、所長、副院長、副所長、医療部長、リハビリテーション部長、診療画像情報部長、臨床検査部長、臨床工学部長、栄養管理部長、臨床研修教育センター長、治験センター長、科長、室長、医長、医員、薬剤部長、技師長、技士長、副薬剤部長、副技師長、主幹薬剤師、主幹理学療法士、主幹作業療法士、主幹診療放射線技師、主幹臨床検査技師、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任臨床工学技士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、看護部長、副看護部長、看護師長、保健師長、看護主幹、副保健師長、主任看護師、主任助産師、主任保健師、看護師、助産師、保健師、准看護師、事務部長、理事、参事、事務長、課長、次長、副参事、課長補佐、室長補佐、次長補佐、主幹、係長、主査、主任、主任社会福祉士、主任精神保健福祉士、主事、社会福祉士、精神保健福祉士、専任員、主任技能技師、主任技能主事、技能技師、技能主事

別表第 2（第 2 条関係）（令和 2 病院事業管理規程 2・令和 3 病院事業管理規程 4・一部改正）

職 名
会計年度任用職員 医師、会計年度任用職員 研修医、会計年度任用職員 薬剤師、会計年度任用職員 診療放射線技師、会計年度任用職員 臨床検査技師、 会計年度任用職員 管理栄養士、会計年度任用職員 栄養士、会計年度任用職員 理学療法士、会計年度任用職員 作業療法士、会計年度任用職員 視能訓練士、 会計年度任用職員 言語聴覚士、会計年度任用職員 臨床工学技士、会計年度任用職員 歯科衛生士、会計年度任用職員 歯科技工士、会計年度任用職員 看護師、 会計年度任用職員 助産師、会計年度任用職員 准看護師、会計年度任用職員 診療情報管理士、会計年度任用職員 医師事務作業補助者、 会計年度任用職員 がん登録員、会計年度任用職員 薬剤助手、会計年度任用職員 事務員、会計年度任用職員 社会福祉士、会計年度任用職員 精神保健福祉士、 会計年度任用職員 看護補助者、会計年度任用職員 保安員、会計年度任用職員 清掃作業員、会計年度任用職員 運転手

別表第3（第2条関係）（令和3病院事業管理規程4・一部改正）

職 名
臨時医師、臨時薬剤師、臨時診療放射線技師、臨時臨床検査技師、臨時管理栄養士、臨時栄養士、臨時理学療法士、臨時作業療法士、臨時視能訓練士、臨時言語聴覚士、臨時臨床工学技士、臨時歯科衛生士、臨時歯科技工士、臨時看護師、臨時助産師、臨時社会福祉士、臨時精神保健福祉士